

独立行政法人空港周辺整備機構
平成21年度業務実績評価調書

平成22年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成21年度業務実績評価調書：空港周辺整備機構

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部に統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。</p> <p>また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。</p> <p>② 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織のあり方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえ、所要の見直しを行う。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する年度計画</p> <p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>① 平成21年度においては、事業量を踏まえた組織・定員となるよう、組織について大阪国際空港事業本部総務部調査役及び福岡空港事業本部総務課考査役を廃止するとともに、定員について調査役1名、考査役1名、総務部会計課及び事業部緑地造成課の職員各1名、計4名の削減を行う。</p> <p>② 独立行政法人以外の形態を含めた、事業の実施及び組織の在り方について、平成22年度までに結論が出される予定であり、国及び関係自治体との間で進められることとなる協議及び調整に向けて、当機構としても国等への協力を行う。</p>	A	<p>年度計画どおり、大阪、福岡で役職を廃止し、定員を4名削減し、組織運営の効率化、組織のスリム化を図り、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(2) 人材の活用</p> <p>人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。</p>	<p>(2) 人材の活用</p> <p>役職階層における年齢バランスの改善を図るために、平成21年度においても、国出身者の年齢構成レベルを目安として、若い人材で、かつ専門的知見を有する者の派遣について、国・府・県・市と綿密な人事調整を行い、効率的な業務運営を図る。</p>	<p>A</p>	<p>若く、専門的知見を有する者の派遣について派遣元と調整を行い、年齢バランスの改善に努めており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(3) 業務の効率化</p> <p>① 代替地造成事業の廃止</p> <p>代替地造成事業は周辺地方公共団体等に対する周知活動を進め、平成21年度に廃止する。</p> <p>なお、移転補償対象者から代替地の要望（照会）等があった場合には、要望者のニーズに合った情報を提供する等により適切に対応する。</p>				

<p>② 事業費の抑制 事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）</p>	<p>(3) 業務運営の効率化 ① 事業費の抑制 事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で10%以上に相当する額を削減する。</p>	<p>A</p>	<p>年度計画の目標値（10%以上）を上回る約15.7%に相当する額の削減を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③ 一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）</p>	<p>② 一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図る。 また、これまでも取り組んできた業務の効率化を推進することにより、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で6%以上に相当する額を削減する。</p>	<p>A</p>	<p>年度計画の目標値（6%以上）を上回る約10.0%に相当する額の削減を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 また、国に準じた法定外福利厚生費の見直しも引き続き検討しており、平成22年度での規程改正の準備作業中である。</p>	

<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。</p> <p>① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画</p> <p>(1) 業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、平成21年度において次の措置を実施する。</p> <p>① 連絡協議会の開催</p> <p>業務の調整及び意見交換のため実施している「連絡協議会」を年2回開催するほか、内容の充実等を検討し、今後の空港周辺環境対策事業の円滑かつ効果的な推進を図る。</p>	<p>A</p>	<p>連絡協議会について、年度計画の目標値(年2回)どおり開催し、平成20年度事業実績、平成21年度事業実施状況等の説明を行った他、校外学習について働きかけを行うなど事業の円滑かつ効果的な推進に向けて、関係自治体と意思疎通を図っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
--	--	----------	--	--

<p>② 広報活動の充実</p> <p>イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させることなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。</p> <p>□ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p>	<p>② 広報活動の充実</p> <p>イ ホームページについては、より国民の理解が得られるよう分かりやすく、また、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツやデータ等の各種情報の充実を図り、積極的に情報を公表することにより年間3万件以上のアクセス数を確保する。</p> <p>□ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用したリーフレットの配布、周辺自治体の協力のもと広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p>	<p>A</p>	<p>ホームページにおいて、財務諸表、業務実績等の公表を行うとともに、昨年に指摘のあった「見やすくする等の工夫を。」を受けて、制度改正に則った事業案内や入札情報の一部を見直す等、内容の充実を図った。</p> <p>また、ホームページのアクセス数について、年度計画の目標値（年間3万件以上）を上回るアクセス数を達成したほか、「空の日」イベント会場でリーフレット配布を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
--	--	----------	--	--

<p>(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施</p> <p>事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに、国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底することとして、国等の取組の状況を参考としながら、以下の取組を行う。</p> <p>① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施</p> <p>① 役職員の人事評価</p> <p>役職員の人事評価の導入等については、国の取組状況を参考にしながら適切に対応することとし、業務執行のインセンティブの向上が図られるよう、引き続き機構に適應した人事評価のあり方を検討する。</p>	<p>A</p>	<p>職員はすでに業績・勤務成績を給与に反映させる制度となっているが、役員については、平成21年11月に規程改正を行い、役員賞与を期末手当と勤勉手当に区分し、勤勉手当に人事評価を反映させる仕組みを整えたことは、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
---	--	----------	---	--

<p>② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。</p>	<p>② 内部統制の向上 他の独立行政法人や地方自治体、民間企業における内部統制制度に導入状況を見極めつつ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制の構築に向けて、平成20年度に設置したコンプライアンスWGを中心に検討うえ、その取りまとめに努めるとともに、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとする。また、講じた措置については、積極的に公表する。</p>	<p>S</p>	<p>コンプライアンスWGにおいて検討を行い、従来の取組に加えて、更に理事長のマネジメントを発揮出来るよう、内部通報制度の導入、役員と管理職による会議の設置、リスクマネジメントのためのリスクの洗い出し、契約監視委員会の設置、規程類のイントラネットへの掲載等、互いの仕事を客観的にかつ適切に監視できることとなる等、当面必要と考えられる取組を速やかに実施したことは、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>② 国民の意見募集 当機構の担う事務・事業に関しホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に適切に反映させる</p>	<p>A</p>	<p>業務実績評価に係る国民の意見募集について適切に実施するとともに、機構ホームページに寄せられた意見、質問、問い合わせに対しても適切に対処しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。</p>	<p>④ 職員の資質向上 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するため、各課題に柔軟かつ適切に対応する課題解決能力の育成、業務に係る専門知識の向上等を目的とした外部講師等による職員研修を年3回実施するとともに、研修効果の把握に努める。</p>	<p>A</p>	<p>両事業本部で合計6回の研修を実施し、一部の研修では、研修の効果測定を実施し、研修効果等を集計・検証し次年度の研修のために活用している。 また、外部の研修にも積極的に職員を派遣し、専門知識の向上を図っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。</p>	<p>⑤ 内部評価委員会の開催 内部評価委員会を開催し、前年度の業務実績評価結果を、以後の業務運営・次年度の目標設定に反映させる。</p>	<p>A</p>	<p>年に3回行われた内部評価委員会において、内部評価を行い、平成20年事業年度の評価結果を踏まえて平成21年度の事業及び次年度の年度計画に反映・活用されており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>⑥ 情報開示のあり方 機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。 イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。 ロ 特定独立法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。</p>	<p>⑥ 積極的な情報公開 機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、独立行政法人整理合理化計画に係る取組やその実施状況のほか、年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等についても積極的に情報公開を行う。</p>	<p>A</p>	<p>平成20事業年度業務実績評価結果、財務諸表等のほか、平成21年度に初めて行った役員の公募、応募結果、選考の結果等をホームページで速やかに遅滞なく公表しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。</p>	<p>⑦ 管理会計の活用 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。</p>	<p>A</p>	<p>事業毎の収支管理を適切に実施し、また、随意契約見直し計画に基づく競争入札への移行や民家防音事業における競争入札制度のさらなる徹底などにより、予算の効率的な執行に努めており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>⑧ 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>⑧ セグメント情報の開示 既に公表している内容を踏まえつつ、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>A</p>	<p>事業毎の収支管理の区分に応じて適切にセグメント情報の開示を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等のマネジメント体制等に反映させる。</p>	<p>⑨ 事後評価の在り方 事後評価の在り方については、国等の動向を踏まえつつ、引き続き評価結果の適切な反映方法について検討する。</p>	<p>A</p>	<p>評価委員会による評価結果を役職員の給与等に反映させているほか、役員の退職手当について、評価委員会で決定された業績勘案率を反映しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>① 随意契約の見直しについては、引き続き当機構が進める「随意契約見直し計画」を着実に実施することとし、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等の競争性のある契約についても、競争性・透明性が十分確保される方法により実施するとともに、契約の適正化及び業務運営の一層の効率化を図る。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>S</p>	<p>「随意契約見直し計画」に基づく取り組みについては、平成21年度ではその目標を達成している。</p> <p>「競争性のない随意契約」は限度一杯まで見直しを行い、また、一般競争入札を実施した結果、一者応札・一者応募となっているものについて、その改善方策を取りまとめてホームページで公表している。</p> <p>平成21年11月の閣議決定に基づき、監事及び外部有識者による「契約監視委員会」を設置・開催して点検・見直しを行った。</p> <p>監事による監査においても、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受け、「適正に処理されている」との監査結果であったことから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>「競争性のない随意契約」は、年々減少してきており、官報公告、会計監査契約、空調料、高熱水料負担金、共益費等、他社との契約が不可能な内容の契約のみとなっている。</p> <p>平成21年度は「随意契約見直し計画」の中で、「競争性のない随意契約」の割合が増加しているが、「競争性のない随意契約」の件数が増加したのではなく、全体の契約件数が減少。(52件→41件)</p> <p>そのため、一見、率が増加する結果となった。</p>
--	--	----------	---	---

<p>(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。</p>	<p>(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備 国において平成20年度中に行われた空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果踏まえ、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。</p>		<p>平成21年12月の閣議決定により、独立行政法人整理合理化計画が凍結され、すべての独立行政法人は廃止・民営化も含め抜本的に見直されることとなった。 さらに国土交通省の成長戦略会議においては、伊丹空港の存続を含めた関西3空港の取り扱いが議論されている中、状況を勘案しながら、平成21年度は基本方針の見直しの取り組みは見送ることとした。</p>	
<p>(5) 業務の確実な実施 周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。 ① 再開発整備事業 事業を推進するにあたっては、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。</p>	<p>(5) 業務の確実な実施 ① 再開発整備事業 イ 第2種区域で行う事業については、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、1件の施設整備を行う。 ロ 第1種区域内（第2種区域を除く）で行っている事業については、国が進める国有地処分計画の動向を見極めつつ、廃止に向けて国、貸付先及び関係機関等との調整を図る。</p>	S	<p>「大井地区再開発整備事業（その3）」は地元住民・自治体等関係機関と頻りに調整を図りつつ整備を進め、平成21年度に施設整備を完了した。 これは、福岡空港周辺における長年の懸案であった大井地区の再開発整備事業全体計画が概成することとなり、今後の同地区の活性化に大きく寄与するもので、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 また、第1種区域（第2種区域を除く）で行っている事業について、国、貸付先及び関係機関等との調整を図り、平成21年度末で2件の事業を廃止した。</p>	

<p>③ 民家防音工事補助事業</p> <p>イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。</p> <p>□ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取組み、また、申請者のニーズに答えられるよう事業の実施方法の工夫をする。</p> <p>ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的見直しを行う。</p>	<p>② 民家防音工事補助事業</p> <p>イ 更新工事調査については、昨年度に引き続き競争入札で調査業者を決定することで調査費用のコスト縮減を図るとともに、更新工事については、入札制度のPRを一層行い委任件数を増加させ入札件数を増やすことなどにより一層のコスト縮減に努める。</p> <p>□ 申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、業務の一層の合理化に努める。</p> <p>ハ 平成20年度に行われた空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的な見直しを行い、平成22年度からの円滑な実施を目指す。</p>	<p>S</p>	<p>更新工事における競争入札を徹底したことから、平成20年度の500件弱から平成21年度は1,000件を超えるに至った。</p> <p>事業費についても、平成20年度が36百万円に対して平成21年度は180百万円(144百万円増)と大幅な縮減を図ったことは、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p> <p>また、平成22年度からの新制度の円滑な導入に向けて、国及び地方公共団体と調整をはかりつつ、周辺住民に対しても、リーフレットの作成及びホームページでの掲載等、適切に実施している。</p>	
---	--	----------	--	--

<p>③ 移転補償事業 イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。 □ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。</p>	<p>④ 移転補償事業 イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に執行する。</p>	<p>A</p>	<p>年間40件を超える事前の申請相談にきめ細かく対応し、指導・助言等を行うとともに、平成20年度から実施している土地測量と建物調査の分離発注による事務処理の迅速化を図っており、事業を確実に執行しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。 また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。</p>	<p>④ 大阪国際空港周辺の緑地整備 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得については、約1.36haを買収し、用地取得進捗率を約98.9%とする。 また、買収済みの土地約0.81haについて造成・植栽を実施する。</p>	<p>B</p>	<p>用地補償交渉において相手地域住民の理解が得ることが出来ず、難航を極める中、予算を一部繰り越すこととなり、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得は約0.37haを買収し、用地取得率が約97%となった。また、買収済みの土地0.81haについては、年度計画通り造成・植栽を実施しており、中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>⑤ 福岡空港周辺における緑地性に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。</p>	<p>⑤ 福岡空港周辺の緑地整備 福岡空港周辺の緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ推進することとし、買収済みの土地約0.2haについて造成・植栽実施する。 なお、空港南側の一定範囲については、移転補償跡地等の有効活用、地域の活性化の観点から、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について国・地元自治体等と調整する。</p>	<p>A</p>	<p>買収済みの土地約0.2haについて、年度計画通り造成・植栽を実施しており、また、空港南側の移転補償跡地等の有効活用のため、国・地方自治体及び機構で構成する「福岡空港周辺整備計画調査委員会幹事会」を年2回開催して方策を検討するなど、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
---	---	----------	--	--

<p>(6) 空港と周辺地域の共生 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 2. (1)、①国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ること等により、積極的に啓発活動を行う。</p> <p>□ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入れには適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深める。</p>	<p>(6) 空港と周辺地域の共生 前中期目標期間同様、地域に密着した事業を通じて地元住民・自治体との意思疎通を図り、地元の要望も踏まえつつ、空港と周辺地域の共生を支援していく。</p> <p>イ 国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力をえることにより、環境学習の講演を行う等の啓発活動を実施する。</p> <p>□ 校外学習の受入促進について今後も積極的な方策の検討を行うとともに、環境関係の見学要望や校外学習の一環としての教育機関からの環境学習の受け入れには適切に対応し、環境対策の理解を深める。</p>	<p>A</p>	<p>大阪・福岡両事業本部で開催した連絡協議会で、機構から地域への出張出前も含めた校外学習受入の働きかけを行うとともに、大阪産業大学からの校外学習を受け入れ、ビデオ等により機構の実施する環境対策の業務を説明する等、適切に対応し周辺地域の共生に取り組んでおり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり 欠損金については平成21年度までに確実に解消を図ることとする。</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画 (1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり 欠損金については、平成21年度末までに確実に解消を図る。</p>	<p>A</p>	<p>予算、収支計画及び資金計画については、適正な執行を図り、欠損金も平成20年度において解消済みであり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>利益処分についても、会計監査人の会計報告にあるように、法令に適合した処理がなされていると認める。</p>	

<p>4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は1,400百万円とする。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。</p>			
<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 該当なし</p>	<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 該当なし</p>			
<p>6. 剰余金の使途 固有事業に充てる。</p>	<p>6. 剰余金の使途 固有事業の業務運営に必要な経費に充てる。</p>		<p>利益処分は、通則法第29条の規定に基づき、評価委員会の意見聴取を経て、国土交通大臣の承認により確定するものであり、当該項目の評価は行わない。</p>	

<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合は、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。</p> <p>さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。</p>	<p>7. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 給与水準</p> <p>給与水準については、平成20年度に実施した検証結果に基づき、是正のために必要な措置を講じる等により、国家公務員の水準に比して適切な給与水準となるよう努める。</p> <p>また、その取組状況については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>A</p>	<p>平成20年度の対国家公務員指数が107.5となっている要因の分析・検証及び検証結果、是正のための取組状況をホームページで公表した。</p> <p>また、国における期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ等を踏まえ、機構においても同様の引き下げの措置を行い、平成21年度の対国家公務員指数は、106.6と0.9ポイント減少しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>国に比べ給与水準が高くなっている理由としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の高い国土交省本省からの出向者が多い。 ・それに伴い、地域手当の異動保障を受けている。
---	---	----------	---	--

<p>② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。</p>	<p>② 定年退職者の補充 定年退職者については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。</p>	<p>A</p>	<p>平成20年と比較して定員を3名削減したほか、平成22年3月の定年退職者の補充は行わず、計画的な人員の抑制が図られており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
---	---	----------	---	--

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
- S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
- A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：25項目） （25項目）

SS	0項目	
S	4項目	
A	20項目	
B	1項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施
 - ・「内部統制の向上」は、内部通報制度の導入等、さまざまな取り組みを速やかに実施することができた。
- 随意契約の見直し
 - ・「随意契約の見直し」は、着実に随意契約の見直し計画を実施している。
- 業務の確実な実施
 - ・「再開発整備事業」は、長年の懸案であった福岡空港周辺の大井地区の整備が概成した。
 - ・「民家防音工事補助事業」については、更新工事における競争入札の徹底により事業費の大幅な削減を図ることができた。

○この数年、業務の実績は上がっており、目標も着実に達成できており、優れた実施状況にあると判断する。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

中村地区問題、大井地区整備、共同住宅事業、代替地造成事業等が終了し、民家防音工事補助事業に定額制を導入したこと等により、業務は減少しているため、組織及び役職員の再編・スリム化を検証する時期。

凍結された独法整理合理化計画の精神を受け継ぎ、昨年の独法の抜本的見直しの閣議決定及び今後の中期目標・計画の見直しが行われる中、空港周辺対策、組織の在り方のいかなる方向付けにも迅速に対応できるよう、業務改善の準備を整えておくべき。

（その他）

政府方針として、平成21年11月に行政刷新会議により実施された事業仕分けでは、平成22年度予算が厳しく予算査定された。

機構の概算要求に対して、年末内示は、約12.5%減。（△6.7億円）

総合評価 （SS, S, A, B, Cの5段階） <p style="text-align: center;">A</p>	（評定理由） 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
--	--